



島根県報

平成23年11月8日（火）

号外 第 187 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【監査公表】

定期監査の結果の公表

2

監 査 委 員 公 表

島根県監査委員公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した平成22年度会計に係る定期監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成23年11月 8 日

島根県監査委員 田 中 八洲男

同 石 原 真 一

同 法 正 良 一

同 山 川 博 司

定期監査の結果に関する報告

第 1 監査の概要

1 監査の対象事務

平成 22 年度の一般会計、特別会計及び企業会計に係る定期監査は、地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき財務に関する事務の執行が公正かつ効率的に行われているか否か、経営に係る事業の管理が合理的かつ能率的であるか否かについて実施した。

2 監査の実施方法

監査対象機関から選定した機関の監査は実地監査とし、職員の調査結果及び監査資料等により事務処理の実態を調査し、機関の長から説明を受けた。

3 監査実施機関

本庁等については全機関とし、地方機関については原則として隔年で実施することとして実施機関を決定した。

区 分	監査対象機関数	監査実施機関数
本 庁 等	77	77
地 方 機 関	146	66
計	223	143

4 監査実施期日

本 庁 等 平成23年7月26日から8月30日まで(別紙 1 7ページのとおり)
 地方機関 平成23年1月12日から2月1日まで及び
 平成23年5月26日から6月9日まで(別紙 2 8ページのとおり)

第 2 監査結果の総括

1 監査結果の概要

監査実施機関の財務事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、次表のとおり是正、改善を要するものがあつた。

指摘事項(※1)は 9 件であつた。各部(局)ごとの指摘事項については第 2 の 2 (3~4ページ)に記載のとおりである。

指示事項(※2)は 274 件で、収入関係、支出関係と財産関係が多数を占めている。指示事項のうち主なものは第 2 の 3 (5ページ)に記載のとおりである。

(単位：件)

区 分	予算関係	収入関係	支出関係	契約関係	工事関係	財産関係	合 計
指 摘	0	1	4	1	0	3	9
指 示	0	50	127	43	0	54	274
合 計	0	51	131	44	0	57	283

指摘事項については、該当する機関に対し文書で通知するとともに、県報掲載により公表する。

指示事項については、該当する機関に対し文書で通知する。

なお、その他改善を要すると認められた軽微な事項については、該当する機関に対し口頭で注意した。

指摘、指示事項に該当する機関にあつては、関係法令等を遵守し、適切な執行に努められたい。

※1 指摘事項

定期監査の結果、速やかに是正又は改善等を要する事項で、公表することが相当と認められるもので、次に該当する事項

- (1) 法律、条例、規則等に違反したもの（違法又は不当な事項）
- (2) 県に損害を与えたもの（故意又は重大な過失が認められるもの）
- (3) 機関の意思決定がされていなかったもの
- (4) 経済性、効率性及び有効性に著しく欠けるもの

なお、上記基準にかかわらず、前回「指示」を行った事項で、是正又は改善等の努力が認め難い場合は、「指摘」とする場合がある。

※2 指示事項

指摘事項以外のもので、該当所属に対して文書によって指示し、是正を求めることが適当なもの

なお、「指摘」に該当する場合であっても、改善努力等が特に認められるもの、その他相当の理由があるものについては、「指示」とする場合がある。

2 指摘事項

(1) 総務部

① 支払いの時期が遅延し、延滞税等が発生したもの

源泉所得税の年末調整の再調整に係る不足税額について、納期限を過ぎて納付したため、不納付加算税及び延滞税が発生していた。

不足税額： 171,400円
納期限： 平成22年1月12日
納付日： 平成22年3月15日
不納付加算税： 8,500円
延滞税： 1,200円

(人事課)

(2) 地域振興部

① 支払いの時期が遅延し、延滞金が発生したもの

平成 22 年度電源立地地域対策交付金過払額の返納について、返納期限を過ぎて支払ったために延滞金が発生していた。

名称： 平成22年度電源立地地域対策交付金過払額
返納額： 901,803円
納付期限： 平成23年5月30日
支払日： 平成23年5月31日
延滞金： 270円

(土地資源対策課)

(3) 土木部

① 不用品の決定及び処分の手続がされていないもの

備品であるテレビの廃棄（廃棄備品3点）について、物品管理者の決裁を受けて、不用品決定・処分調書により不用品の決定処分をしなければならないにもかかわらず、この手続がされていなかった。

(都市計画課)

② 支出すべきものが支出されていないもの

平成 22 年度の県内旅費 4 件について、旅行者に対し旅費が支出されていなかった。

旅行月日： 平成22年6月29日
平成22年7月 1日
平成23年3月 7日
平成23年3月30日

(建築住宅課)

③ 調定すべきものが調定されていないもの

仁多集合庁舎において、行政財産の目的外使用許可をした自動販売機、公衆電話、ダムファックスに係る光熱水費等経費について、調定の上徴収しなければならないにもかかわらず、調定されていなかった。

(雲南県土整備事務所)

(4) 病院局

① 契約書による契約の締結がされていないもの

光専用回線利用（契約金額444,000円）について、病院局財務規程第115条の規定により請書を徴さなければならないにもかかわらず、徴されていなかった。

(こころの医療センター)

(5) 教育委員会

① 不用品の決定及び処分の手続がされていないもの

レーザープリンター等の備品の廃棄（廃棄備品3点）について、物品管理者の決裁を受けて、不用品決定・処分調書により不用品の決定処分をしなければならないにもかかわらず、この手続がされていなかった。

(福利課)

② 支払いの時期が遅延し、不納付加算税が発生したもの

講師報酬に係る源泉所得税について、納期限を過ぎて納付したため、不納付加算税が発生していた。

源泉所得税額： 405,925円

納期限： 平成22年7月12日

納付日： 平成22年7月30日

不納付加算税： 20,000円

(石見養護学校)

③ 不用品の決定及び処分の手続がされていないもの

ノートパソコン等の備品の廃棄(廃棄備品 22 点)について、物品管理者の決裁を受けて、不用品決定・処分調書により不用品の決定処分をしなければならないにもかかわらず、この手続がされていなかった。

(石見養護学校)

3 指示事項の主なもの

(1) 収入関係事務

① 調定事務

使用料等の収入手続について、調定を遅れてしているものがあった。

② 収納事務

ア 使用料、負担金等の収入について、納入期限までに収入されていないものがあった。

イ 貸付金元利収入等について、未収率が前年度より増加しているものがあった。

(2) 支出関係事務

① 支出手続

ア 契約等の支出負担行為をしたときは、速やかに支出負担行為票を起票し、出納機関の確認を受けなければならないにもかかわらず、起票が著しく遅延しているものが多数あった。

イ 旅行に自家用自動車を使用する際に、公務使用登録の有効期限が経過しているにもかかわらず、旅行承認がなされているものがあった。

ウ 重要な支出について出納機関に対する事前協議がされていないものがあった。

② 支出事務

電話料金、電気料金等の支払いが遅延し、延滞利息や遅収料金等を支払っているものがあった。

(3) 契約関係事務

① 契約事務

業務委託契約書、賃貸借契約書等で、会計規則や標準契約書で規定されている基本的な事項の一部（履行遅滞、損害賠償、違約金等）が記載されていないものや、履行遅滞等の内容を誤って記載されているものがあった。

(4) 財産関係事務

① 物品の引継ぎ

物品管理者が異動した際には、物品引継書により物品の引継ぎをしなければならないにもかかわらず、物品引継書が作成されていないものがあった。

② 物品の管理

備品等の使用責任者について、職員が異動したにもかかわらず、使用責任者の指定の変更がされていないものがあった。

4 重点的監査事項

(1) 監査の内容

平成 22 年度会計の定期監査の実施にあたっては、次の項目について特に留意して監査を実施した。

- ① 「延滞金」等の発生状況について
- ② 行政財産の目的外使用の状況について

(2) 監査結果の概要

① 「延滞金」等の発生状況について

平成 22 年度に実施した平成 21 年度会計の定期監査において、国庫補助金の返還金の延滞により延滞金が発生した事案 2 件について指摘したが、今回の定期監査においても、延滞金のほか遅収利息等についても事例がないかどうか、また、仮に延滞金等が発生した場合にその支払い事務が適切に実施されているかについて確認した。

この結果、前述したとおり、一部の機関において、源泉所得税の納付遅延に伴う延滞税を賦課されたもの等が見受けられたほか、電気料金支払い遅延に伴う遅収料金を支払ったものや、電話料金の支払い遅延に伴う延滞利息を支払ったもの等が見受けられた。

については、担当者は支払いの遅延が起こらないよう注意を怠らないようにするとともに、内部チェック機能の強化を図られたい。

また、後述のとおり意見を述べる。

② 行政財産の目的外使用の状況について

平成 15 年度の定期監査において、行政財産の目的外使用料の減免措置状況について、重点監査事項として監査を実施し、減免基準をより明確で具体的なものになるよう見直しを行い、減免割合の区分を実態に即して簡素化するよう、改善を求めた。その後、所管課において、行政財産の目的外使用料等の減免基準の見直しが行われ、その取扱についての改正が行われていることから、各機関において、所定の基準に基づいて事務処理が適切に執行されているかを確認した。

この結果、おおむね適正に執行されていた。

しかしながら、前述したとおり、目的外使用許可に係る経費について収入手続が行われていなかったものが見受けられた。

については、適正な会計処理を徹底するために、職員研修等の実施や内部チェック機能の強化についての取組を、強く推進されたい。

別紙 1

平成 22 年度会計監査実施機関及び実施期日（本庁等）

部 局	監査実施機関	監査実施期日	部 局	監査実施機関	監査実施期日
政策企画局 (4)	政策企画監室	平成23年8月25日	商工労働部 (7)	商工政策課	平成23年8月30日
	秘書課	平成23年8月23日		観光振興課	平成23年8月4日
	広聴広報課	平成23年8月23日		しまねブランド推進課	平成23年8月16日
	統計調査課	平成23年8月24日		産業振興課	平成23年8月16日
総務部 (7)	総務課	平成23年8月18日		企業立地課	平成23年8月18日
	人事課	平成23年8月30日		中小企業課	平成23年8月23日
	財政課	平成23年8月30日		雇用政策課	平成23年8月23日
	税務課	平成23年8月23日	土木部 (13)	土木総務課	平成23年8月17日
	管財課	平成23年8月2日		技術管理課	平成23年7月26日
	営繕課	平成23年7月27日		用地対策課	平成23年7月26日
	消防防災課	平成23年7月28日		道路維持課	平成23年7月27日
地域振興部 (5)	地域政策課	平成23年8月25日		道路建設課	平成23年7月27日
	市町村課	平成23年8月18日		高速道路推進課	平成23年7月28日
	情報政策課	平成23年8月18日		河川課	平成23年8月2日
	交通対策課	平成23年8月24日		斐伊川神戸川対策課	平成23年7月28日
	土地資源対策課	平成23年8月24日		港湾空港課	平成23年8月3日
環境生活部 (6)	環境生活総務課	平成23年8月25日		砂防課	平成23年8月3日
	人権同和対策課	平成23年8月16日	都市計画課	平成23年8月2日	
	文化国際課	平成23年8月4日	下水道推進課	平成23年8月16日	
	自然環境課	平成23年8月17日	建築住宅課	平成23年8月18日	
	環境政策課	平成23年8月24日	出納局	平成23年8月23日	
健康福祉部 (8)	廃棄物対策課	平成23年8月24日	企業局	平成23年7月13日	
	健康福祉総務課	平成23年8月17日	議会事務局	平成23年8月25日	
	地域福祉課	平成23年7月26日	教育委員会 (10)	教育庁総務課	平成23年8月18日
	医療政策課	平成23年7月27日		教育施設課	平成23年7月26日
	高齢者福祉課	平成23年8月4日		高校教育課	平成23年7月26日
	健康推進課	平成23年7月28日		特別支援教育室	平成23年7月27日
	青少年家庭課	平成23年8月4日		義務教育課	平成23年7月28日
障がい福祉課	平成23年8月4日	保健体育課		平成23年8月2日	
薬事衛生課	平成23年8月16日	社会教育課		平成23年8月3日	
農林水産部 (10)	農林水産総務課	平成23年8月17日		人権同和教育課	平成23年8月16日
	農業経営課	平成23年7月26日		文化財課	平成23年8月3日
	農畜産振興課	平成23年7月27日		福利課	平成23年8月17日
	食料安全推進課	平成23年7月28日	公安委員会	警察本部	平成23年8月25日
	農村整備課	平成23年8月2日		人事委員会事務局	平成23年8月30日
	農地整備課	平成23年8月2日	監査委員事務局	平成23年8月25日	
	林業課	平成23年8月3日	労働委員会事務局	平成23年8月24日	
	森林整備課	平成23年8月3日			
	水産課	平成23年8月4日			
漁港漁場整備課	平成23年8月17日				
		合計	77機関		

(注) しまねブランド推進課は商工労働部に記載した。

別紙2

平成22年度会計監査実施機関及び実施期日（地方機関）

部局	監査実施機関	監査実施期日	部局	監査実施機関	監査実施期日
総務部 (6)	隠岐支庁農林局	平成23年1月13日	企業局 (2)	東部事務所	平成23年7月13日
	隠岐支庁水産局	平成23年6月8日		西部事務所	平成23年7月14日
	東部県民センター	平成23年6月9日	病院局 (2)	中央病院	平成23年7月15日
	東部県民センター出雲事務所	平成23年6月9日		こころの医療センター	平成23年7月15日
	西部県民センター	平成23年6月8日	教育委員会 (25)	松江教育事務所	平成23年6月9日
	消防学校	平成23年1月26日		浜田教育事務所	平成23年1月18日
地域振興部	中山間地域研究センター	平成23年1月20日		益田教育事務所	平成23年1月19日
環境生活部	芸術文化センター	平成23年1月18日		隠岐教育事務所	平成23年1月13日
		健康福祉部 (9)		雲南保健所	平成23年1月25日
健康福祉部 (9)	出雲保健所	平成23年5月26日		東部社会教育研修センター	平成23年1月26日
	県央保健所	平成23年1月27日		図書館	平成23年2月1日
	保健環境科学研究所	平成23年2月1日		青少年の家	平成23年1月26日
	浜田児童相談所	平成23年5月31日		埋蔵文化財調査センター	平成23年2月1日
	益田児童相談所	平成23年1月19日		情報科学高等学校	平成23年5月31日
	わかたけ学園	平成23年1月25日		松江北高等学校	平成23年1月26日
	女性相談センター	平成23年5月26日		松江工業高等学校	平成23年1月26日
	島根あさひ社会復帰促進センター診療所	平成23年5月31日		松江農林高等学校	平成23年5月26日
	農林水産部 (8)	東部農林振興センター		平成23年2月1日	宍道高等学校
東部農林振興センター		平成23年5月31日		三刀屋高等学校	平成23年6月2日
東部農林振興センター出雲事務所		平成23年1月25日		出雲農林高等学校	平成23年5月26日
西部農林振興センター		平成23年1月18日		島根中央高等学校	平成23年1月27日
西部農林振興センター		平成23年6月1日		江津高等学校	平成23年6月1日
西部農林振興センター江津家畜衛生部		平成23年1月27日		吉賀高等学校	平成23年1月19日
西部農林振興センター益田家畜衛生部		平成23年6月2日		津和野高等学校	平成23年1月19日
農業大学校		平成23年6月7日		隠岐高等学校	平成23年1月13日
畜産技術センター		平成23年1月12日		隠岐水産高等学校	平成23年1月13日
水産技術センター		平成23年1月18日		浜田ろう学校	平成23年5月31日
商工労働部	益田高等技術校	平成23年1月19日		石見養護学校	平成23年6月7日
土木部 (6)	雲南県土整備事務所	平成23年6月9日		浜田養護学校	平成23年1月27日
	出雲県土整備事務所	平成23年1月25日	公安委員会 (5)	松江警察署	平成23年1月26日
	県央県土整備事務所	平成23年6月7日		安来警察署	平成23年5月31日
	益田県土整備事務所	平成23年1月18日		大田警察署	平成23年6月7日
	浜田河川総合開発事務所	平成23年6月1日		津和野警察署	平成23年1月19日
	高規格道路事務所	平成23年2月1日		浦郷警察署	平成23年1月14日
				合計	66機関

意 見

第 1 本年度の意見

1 定期監査の結果に関する意見

(1) 電気料金の遅収料金等の発生防止について（各部主管課、出納局）

今回の定期監査において、電気料金の遅収料金や電話料金の延滞利息が発生している事例があった。

これらについては、指定された期限日までに支払いを行えば、支出を避けられる公金である。

一つの事例では、電気料金の中に個人負担額（寮の電気料金等の個人負担分）を併せて支払うために現金を添えることから、口座引落払によらず、出納員による窓口払による支払いを行っており、早収期限日までに金融機関の窓口での支払い手続がなされなかったことによるものであった。

また、別の事例では、上記の口座引落払を実施し、適切に対象料金を口座に振り込まれていたにもかかわらず、他の電気料金契約等に基づく料金が当該口座に振り込まれていなかったため、口座の預金不足から振替ができなかったことによるものであった。

これらの事例は、いずれも会計職員の失念から発生したものであるが、出納員による窓口払による支払い方法では、現金を取り扱うことによる危険性があるとともに、他の業務の繁忙等から支払期限日を失念するというケースは今後も発生することが懸念される。

また、口座引落払による複数の電気料金等の契約がある場合においても、同様のことが懸念される。

については、電気料金等の支払いについては、個人負担分も含めて全額を県費で支払い、個人負担分は歳入予算に計上し、歳入として収入するなど、出納員による窓口払を改め、早急に口座引落払の実施を推進するとともに、契約件数が多い所属にあっては、各契約ごとの支払事務が口座引落の期限内に完了していることをチェックし、確認する方策を検討されたい。

(2) 支出負担行為の出納機関の確認について（各部主管課、出納局）

支出負担行為の確認については、支出負担行為の日から 3 ヶ月を超えて起票し処理されたものが多数あったことから、平成 18 年度会計に係る定期監査において、「組

織及び運営の合理化に資するための意見」を述べたところであるが、今回の定期監査においても未だに多数の確認処理の遅れがあった。さらに少数の所属においてではあるが、10 件以上の遅れも見受けられた。

支出負担行為は、その内容を精査し、法令や予算との整合性、執行の必要性、価格や相手方の妥当性などを確認したうえで、支出すべき金額、債権者等を内部的に決定する行為で、県が支払い義務を負う予算執行の第一段階の最も重要な手続である。

会計規則第 3 2 条の規定においても、「支出負担行為担当者は、支出負担行為をしたときは、速やかに支出負担行為票により出納機関の確認を受けなければならない。」とされている。

なお、このたびの内部管理事務改革の経理事務の集中化に伴い、支出負担行為の起票手続は、全て総務事務センターで行うこととなっており、各所属は、支出負担行為に関する書類を同センターに速やかに提出することが必要となっている。

については、今後、このような確認手続の遅れがないよう、職員の自己啓発はもとより、会計担当職員等に対する研修や内部チェック機能の強化を行うなど、指導の徹底を図られたい。

(3) 物品の管理・処分等の取扱いについて（出納局）

県の財産のうちの物品については、会計規則第 8 4 条に、「職員は、善良な管理者の注意をもって物品を使用し、又は保管しなければならない。」と職員の責務が明記され、その区分や取得、管理及び処分等の取扱いについても会計規則に規定されている。

しかしながら、今回の定期監査において、不用品の決定手続がされていなかった事例が見受けられた。また、物品管理者の異動に伴う引継書が作成されていなかったり、物品の使用責任者の指定が適切にされていないものなどが見受けられた。

これらは、物品会計に対する職員の意識の低さや、物品会計事務処理についての担当者の知識が十分でないことから生じたものと考えられる。

については、出納局が現在実施している会計事務担当者を対象とした研修を、より一層充実したものにするなど、職員の意識改革を図り、適切な事務処理の遂行に努められたい。

2 組織及び運営の合理化に資する意見

(1) 適正な事務の執行について（政策企画監室、人事課、税務課、漁港漁場整備課、港湾空港課、建築住宅課）

平成 19 年度から平成 20 年度に東部県民センターで出雲市分の不動産取得税を担当していた職員が、電算入力前の課税資料の破棄や電算入力後の課税対象データの削除を行うなどして、件数で 1,031 件、税額で 82 百万円の不適切な処理を行ったことが明らかになった。

これらの不適切な処理については、事案の判明後、直ちに適切な処理を行い、適正な課税に努めているところであるが、法律上の期間制限から課税ができない案件が件数で 192 件、税額で 12 百万円発生している。

今回の事案は、課税すべき県税が職員の不適切な事務処理によって、課税、収納できないという実質的な損害が生じているとともに、県民の税務行政、県行政の執行に対する信用を著しく損なう行為である。

また、港湾施設使用料及び漁港施設占用料の算定の誤り、公営住宅の家賃算定の誤りも判明したところである。

については、今後一層の公務員倫理の確立、事務処理の適正執行等に向け、研修等の充実を図るとともに、再発防止に向け、システム不備の検証、内部チェック体制の強化、業務管理の徹底等を図り、適正な事務の執行に努められたい。

(2) 母子寡婦福祉資金の債権管理について（青少年家庭課）

母子寡婦福祉資金は、経済・雇用面で弱い立場にある母子家庭や寡婦の方が経済的に自立していくために必要な資金を貸し付ける制度で、昭和 28 年に創設された。子どもの進学関係資金、母の技能習得資金、事業開始資金等が設けられており、このうち、子どもの進学関係資金が大半を占め 9 割を超えている。

このような資金の性格上、収入未済が多く平成 22 年度末で貸付金元利収入調定額 394,128 千円に対し、収入未済額は 232,753 千円、未収率は 59.1%と約 6 割が滞納となっており、そのうち過年度分が 201,549 千円（86.6%）と大半を占めている。

また、近年の厳しい雇用、経済情勢の中で貸付総額が増加するとともに、未収率も年々高くなっている。

これらの未収債権は約 40 年前からのものもあり、中には債務者の死亡・行方不明、破産など、債権の回収・整理が事実上困難になっている事例が散見される。

については、債権はあくまで回収することが原則であるが、その回収が困難で、かつ、回収を取りやめることが真にやむを得ないと認められるものについては、昨年度定められた「権利の放棄の提案基準」に基づき適切な処理を進めるよう努められたい。

第 2 昨年度の意見に対する措置状況の評価

1 次の事項については、具体的な改善措置が講じられたことを評価するものであり、一層の推進を期待したい。

- (1) 獣医師の確保対策について (人事課、薬事衛生課、食料安全推進課、人事委員会)
- (2) 適正な会計処理について (各部主管課、出納局、各委員 (会))

2 次の事項については、具体的な改善措置が一部講じられたもの、又は改善措置に向けて具体的に着手されているものであり、今後の状況を見守りたい。

- (1) 特別支援教育の充実・強化について (教育庁総務課、高校教育課、特別支援教育室)
- (2) 自家用自動車の公務使用に係る取り扱いについて (各部主管課、各委員 (会))
- (3) 物品納入の確認について (出納局)
- (4) 県単独補助金等について (各部主管課、財政課、出納局、教育委員会、公安委員会)

3 次の事項については、改善措置がなされていないもの、あるいは改善措置がまだ不十分であると認められるものであり、引き続き改善を進められたい。

該当なし